２０財財第６４１号

平成２０年１０月１５日

局　（　区　）　長

教　　育　　長

行政委員会事務局長　様

議 会 事 務 局 長

会　計　管　理　者

副　　市　　長

平成２１年度予算編成方針について（依命通達）

１　国の予算と地方財政

最近のわが国経済の動向を見ると、企業収益は減少し、設備投資は弱含んでいるとともに、個人消費はおおむね横ばいとなり、雇用情勢も厳しさが残り、景気は弱含んでいる。

国は、このような経済の動向を背景として、平成２１年度予算については、「経済財政改革の基本方針２００８」を踏まえ、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、財源の重点配分に努めるとともに、必要不可欠となる政策経費については、政策の棚卸し等を徹底し、歳出の削減を通じて対応するほか、国債発行額についても極力抑制すること

としている。

　また、地方分権改革については、地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討を行い、「地方分権改革推進計画」を策定し、「新分権一括法案」を平成２１年度中できるだけ速やかに国会に提出することとしている。

　なお、現状の地方財政は、平成２０年度末の借入金残高が１９７兆円と見込まれるなど極めて厳しい状況にあり、財政構造の健全化が喫緊の課題となっている。

２　市財政の現状と平成２１年度の財政見通し

　これまで本市は、各種の生活関連施設や都市基盤の整備を推進するとともに、保健・医療・福祉、教育、環境などの各分野の施策を積極的に推進し、市民福祉の向上に努めてきたところである。

　一方で、平成１９年度決算では、前年度に引き続き、実質収支額が極めて少額となったほか、実質公債費比率や将来負担比率が高い水準であるとともに、経常収支比率が前年度に比べ上昇するなど、財政構造は硬直化の度合が高まり、財政構造健全化への取り組みが最大の課題となっている。

　このため、公債費負担適正化計画に基づき、将来の公債費負担の抑制に的確に取り組む必要がある。

　平成２１年度の本市の財政見通しは、自主財源の根幹をなす市税で、

景気後退による企業収益の悪化、設備投資の減少などに伴い、法人市民税や固定資産税の償却資産などが大幅に減収となる見込みであり、総額においても減税の影響を除けば過去最大の減収が見込まれている。

さらに、各種基金や売却可能な未利用地等の臨時的な財源は、僅かとなっている。

依存財源では、引き続き普通交付税が不交付となる見込みであるほか、国庫補助負担金については、国の動向を見極める必要があり、さらに市債についても、可能な限り抑制を図る必要がある。

一方、歳出では、扶助費や公債費など義務的経費や債務負担行為の償還金の増加が見込まれ、さらには、急速に進展する少子・高齢社会への的確な対応や安全で安心して暮らせるまちづくりの実現などに多額の財政需要が見込まれている。

このような歳入歳出の見通しから、平成２１年度は、極めて厳しい財政収支が見込まれるところである。

３　予算編成における基本的な方針

平成２１年度予算は、以下の項目を基本的な方針として編成する。

（１）行政改革の推進

新行政改革推進計画及び財政健全化プランの最終年次として、これまでの取り組みを振り返り、目標の達成に向け、推進項目への取り組みを強化し、改善策等については、可能な限り予算に反映させる。

特に、既存の事務事業については、既成概念にとらわれない大胆な事

業の廃止や縮小など、さらに徹底した見直しを図る。

（２）第２次５か年計画の推進

第２次５か年計画については、緊急性・重要性などから事業の厳選を行った上で、計画事業の着実な推進を図る。

（３）予算要求基準

①　経常的経費

裁量的経費、あるいは削減余地のある固定的経費等については、別途通知した見積限度額以内で見積もること。

ただし、施設維持費（修繕費、光熱水費）については、所要額の見積りをすることができる。

②　臨時的経費

第２次５か年計画事業にあっては、平成２１年度の所要額とする。

計画外事業にあっては、前年度当初予算計上一般財源の８０％以内とする。

なお、詳細な基準については、別途予算編成要綱により通知する。